

第3次福岡県男女共同参画計画の概要

福岡県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年に福岡県男女共同参画推進条例を制定し、第1次男女共同参画計画（平成13～17年度）第2次男女共同参画計画（平成18～22年度）を策定して、積極的な施策を展開してきました。

第3次男女共同参画計画は、男女共同参画を取り巻く現状を踏まえ、今後取り組むべき重点的な施策を明らかにするとともに、総合的、計画的に男女共同参画を進めるために策定しました。

県では、この計画に基づき、幅広い県民の皆さんの理解のもとに、多様な主体の協働による新しい共助社会を築きながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

福岡県男女共同参画推進条例第21条第1項、男女共同参画社会基本法第14条第1項に、県の計画を策定すべきことが規定されています。

第3次計画の特徴

「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標としています。

政治・経済分野など様々な分野への女性の参画は先進国の中でも著しく低く、女性の多くが不安定な雇用状態にあるなど、女性の自立と社会参画は十分に進んでいません。これからの活力ある社会づくりを進めるためには、女性の社会進出と能力の発揮を重点的に進める必要があります。

男女共同参画を進める上で、2つの「主要な観点」を掲げています。

■ **「困難な立場にある女性への支援」**を重視すべき課題としました。

様々な場面で男女間の不平等な慣行や、固定的な役割分担意識が残る中、社会経済情勢の急速で大きく変化は、特に、母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害を受けた女性の皆さんの多くに生活・経済上の自立に厳しい影響を及ぼしており、男女共同参画社会の実現を大きく損なう問題です。

■ **「課題解決型の実践的活動の推進」**を推進の基本的方向性としました。

男女共同参画社会を実現するためには、これまでに学習や啓発活動などを通して、深められた知識や、醸成された意識を、課題解決に向けた実践的活動につなげることが必要です。

計画の期間

平成23年度から27年度までの5年間を計画の期間としています。